

平成30年11月

神奈川県行政書士会 会員各位

## 実務参考図書特別価格あっせんの特

日本加除出版株式会社

謹啓 時下、先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、弊社刊行書籍をご愛顧くださいます、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社より、実務に役立つ書籍として、下記の実務書籍を特別価格にて提供させていただく運びとなりました。ご注文につきましては下記FAX申込書にて直接弊社宛にお申込みくだされば幸いです。

謹白

【送料無料・特別価格】 FAX申込書 

|              |  |
|--------------|--|
| 注文先<br>FAX番号 | <b>FAX (03)3953-2061</b><br>(日本加除出版 営業部) |
|--------------|--|

\*【お届け先】を必ずご記入ください。  
\*書籍到着後、同封の振込用紙にてお支払いください。  
\*ご注文確認後、4~5営業日で発送いたします。

|   | 書名                       |                    | 定価(税込)     | 特価(税込) | 申込数    |   |
|---|--------------------------|--------------------|------------|--------|--------|---|
| ① | 相続実務が変わる! 相続法改正ガイドブック    | 2018年9月下旬<br>刊行予定  | 40730 相改方  | 2,592円 | 2,330円 | 冊 |
| ② | 第2版 相続財産の管理と処分の実務        | 2018年9月下旬<br>刊行予定  | 40514 相管   | 4,536円 | 4,080円 | 冊 |
| ③ | 第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務 | 2017年11月刊          | 40394 遺分   | 4,752円 | 4,280円 | 冊 |
| ④ | 第3版 Q&A遺言・信託・任意後見の実務     | 2018年8月刊           | 40471 Q遺信  | 4,968円 | 4,470円 | 冊 |
| ⑤ | 詳解 民事信託                  | 2018年7月刊           | 40721 詳民   | 3,780円 | 3,400円 | 冊 |
| ⑥ | 改訂 遺言条項例 300&ケース別文例集     | 2017年1月刊           | 40456 遺言条項 | 3,348円 | 3,010円 | 冊 |
| ⑦ | 国籍の得喪と戸籍実務の手引き           | 2018年6月刊           | 40722 得喪   | 2,592円 | 2,330円 | 冊 |
| ⑧ | 外国人の受入れと日本社会             | 2018年9月下旬<br>発刊予定  | 40729 外受   | 2,700円 | 2,430円 | 冊 |
| ⑨ | ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内 16訂版 | 2018年10月上旬<br>刊行予定 | 40065 在案   | 3,240円 | 2,920円 | 冊 |
| ⑩ | 市町村役場便覧 平成31年版           | 2018年10月上旬<br>刊行予定 | 51001 31役便 | 3,996円 | 3,600円 | 冊 |
| ⑪ | 平成31年版 戸籍実務六法            | 2018年10月中旬<br>刊行予定 | 50001 31六法 | 4,320円 | 3,890円 | 冊 |
| ⑫ | 注解・判例 出入国管理実務六法 平成31年版   | 2018年10月下旬<br>発刊予定 | 50003 31入管 | 6,048円 | 5,440円 | 冊 |

◎お届け先

NO. 111141

|                |             |
|----------------|-------------|
| (フリガナ)<br>お名前: | Tel: - -    |
|                | Fax: - -    |
|                | E-mailアドレス: |
| ご住所: 〒         |             |

※ご記入いただきました個人情報、ご注文商品の発送、お支払い確認等の連絡及び日本加除出版株式会社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査等)以外の目的には利用いたしません。

お問合せ先

 **日本加除出版株式会社**

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061  
営業時間: 月~金(祝日除く) 9:00-17:00

www.kajo.co.jp

2019年から新しい相続法の実務、始まる  
 “改正前の相続実務”と“改正後の相続実務”が一目で比較できる！

# 相続実務が変わる！ 相続法改正 ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁(予定) 本体2,400円+税 978-4-8178-4504-7 商品番号:40730 略号:相改ガ

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覧できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。

16 相続による権利の承継 2 (債権の承継) 205

**16 相続による権利の承継 2 (債権の承継)**

**Q** 亡父の相続人は、私(長男)と弟(二男)の2人だけですが、父は生前、「T(債権者)に対する500万円の貸付債権を長男(私)に相続させる。」旨の遺言をしていました。ところが、私がTから返済を受ける前に、弟は、前記貸付債権のうち、自己の法定相続分(2分の1)に相当する250万円を第三者Dに譲渡しました。この場合、第三者Dは前記250万円の債権を取得できるのでしょうか。

**図表多数収録!**

**A** 現行民法：本設例のような相続させる旨の遺言(特定財産承継遺言)の場合は、法定相続分を超える部分についても対抗要件なくして第三者に対抗できると解されています。  
 改正民法：遺産分割及び遺言(相続させる旨の遺言(特定財産承継遺言))及び相続分の指定)による債権の承継については、(1)債務者対抗要件として、(a)共同相続人の全員の債務者に対する通知、又は(2)受益

**改正相続法の実務を手早く知りたいならこの1冊!**

関係条文

正民法<sup>1)</sup>  
 共同相続における権利の承継の対抗要件)  
 第939条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかに依らず、次条及び第940条の規定により算定した相続分を超える部分については、受益記録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。  
 2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第940条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割)により当該債権を承継した場合においては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知したものとみなして、同項の規定を適用する。

解説

可分債権の遺産分割性

設問を検討する前に、預貯金債権を含む可分債権一般について、遺産分割対象となるか検討します。  
 預貯金債権  
 最高裁判所28年12月19日大法廷決定(民総70号8号212頁,以下「本決定」といふ)  
 現行民法) 改正民法899条の2は新設条

18 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等 215

**18 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等**

亡父の相続人は、私(長男)ですが、父は、生前、「父所有の甲不動産につき、Dに遺贈する。遺言執行者をDとする。」旨の遺言をしていましたが、私は、遺言執行者Dに無断で甲不動産につき、第三者Sのために抵当権を設定し、その登記をしました。この場合、第三者Sが上記遺言の存在を知らなかったときは、当該抵当権設定登記は有効でしょうか。

現行民法：  
 長男が遺言執行者Dに無断で甲不動産につき、第三者Sのために当該抵当権設定登記は絶対的に無効です(判例)。  
 改正民法：  
 取引の安全を図る見地から、改正民法1013条2項において、遺言執行者がある場合には、相続人の相続財産の処分行為を無効としつつ、善意の第三者は、受遺者と対抗関係に立ち、先に対抗要件を具備した方が優先するとしています。したがって、上記遺言の存在を知らなかった第三者Sのための上記抵当権設定登記は有

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp  
 ツイッターID: @nihonkajo

# これからの司法書士業務の可能性を広げる！ H28.12.19 最高裁大法廷決定、債権法・相続法改正に対応！

日本司法書士会連合会 会長推薦

第2版

## 相続財産の 管理と処分の実務

一般社団法人 日本財産管理協会 編

佐藤純通・田島誠・鯨井康夫・佃一男・小越豊・加藤正治・海野禎子

2018年9月刊（予定）A5判 488頁（予定）本体4,200円＋税 978-4-8178-4499-6 商品番号：40514 略号：相管

### <本書のポイント>

- 司法書士が担う、規則31条1号の附帯業務としての財産管理業務について、法的根拠を分析・解説。
- 委任契約による任意の相続財産管理人、遺言指定による遺言執行者、各種相続財産管理人、不在者財産管理人等の具体的な実務を詳説。
- 全9件のケーススタディでは、書式を示しながら、実際の実務の流れを解説。

### <改訂のポイント>

- ① H28.12.19 最高裁大法廷決定（預貯金債権と遺産分割）に対応。
- ② 民法<債権法>改正に対応（H32.4.1 施行）。
- ③ 民法<相続法>改正に対応（H30.7.6 成立）。

#### 第1章 司法書士が担う財産管理業務の法的根拠

- 1 司法書士の「附帯業務」としての財産管理業務等の明文化
- 2 弁護士法第72条のただし書の改正
- 3 司法書士法施行規則第31条第1号の条文の解釈について

#### 第2章 管理

- 1 遺産承継業務とは
- 2 業務の受託
- 3 承継対象財産の管理
- 4 遺言執行者による財産管理
- 5 不在者の財産管理
- 6 相続人不存在の場合の財産管理

#### 第3章 処分①任意相続財産管理人

- 1 処分業務総論
- 2 相続財産類型別の処分業務

#### 第4章 処分②遺言執行者

- 1 遺言執行者の処分業務
- 2 財産類型別の処分業務

#### 第5章 処分③法定の財産管理人等

- （遺言執行者を除く。）
- 1 相続財産の管理人
  - 2 不在者の財産管理人
  - 3 限定承認における相続財産管理人

#### 第6章 ケーススタディ

- 1 成年後見人の死後事務として、相続財産管理人の選任申立てを行ったケース
- 2 成年後見人から相続財産管理人に就任したケース
- 3 遺言がない場合の相続預金の解約
- 4 遺言執行者と執行、特に弁済等の履行順序について
- 5 金融機関における預貯金の払戻し
- 6 高齢者と分家住宅の処分
- 7 財産承継（遺言、負担付遺贈、死因贈与及び信託）
- 8 財産管理における信託の利用と登記
- 9 相続の限定承認における先買権の行使

#### 【一般社団法人 日本財産管理協会】

平成23年4月、司法書士の財産管理業務の普及促進を目的として、神奈川県横浜市の司法書士有志8名で設立した団体。財産管理業務の普及促進に加え、必要な知識・技能の習得機会を提供すべく、認定研修の実施や業務ソフトの開発等を行っている。全国各地での司法書士会員向けの研修会を行うほか、全国の各司法書士会での研修会講師派遣の要請にも対応している。

平成30年6月末日現在、正会員は20名、一般会員（司法書士）738名、所定の認定研修を全講座受講し「財産管理マスター」の認定登録を受けている認定会員は310名を超える。

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061（営業部） www.kajo.co.jp

# 預貯金債権と遺産分割大法院決定 (2016.12.19)後の実務を詳解した必携版

【第3版】

## 家庭裁判所における

待望の  
最新版!

# 遺産分割・遺留分の実務

東京家庭裁判所部総括判事 片岡武・盛岡地方・家庭裁判所二戸支部主任書記官 管野眞一 編著

2017年11月刊 A5判 632頁 本体4,400円+税 978-4-8178-4419-4 商品番号:40394 略号:遺分

### 第3版では

- **大法院決定による実務運用を紹介。**  
⇒①遺産分割の対象となる財産の当否を、財産別に詳述。(第5章)  
②仮分割の仮処分及び遺産管理人の項を新設。(第6章)
- **近年問題となっている論点（相続分の譲渡、遺言の解釈、遺留分の時効等）と家裁実務をさらに深く丁寧に掘り下げる。**

### 初版より好評価を得ている本書の特徴

- ★ ①実務運用の解説→②設例解説→③裁判例紹介の内容構成で実務を詳解。
- ★ 特に遺産分割調停にスポットを当て、留意点を丁寧に解説する唯一の書。
- ★ 深化した実務に対応し、紛争を解決へ導く確かな指標となる一冊。

本書の実践編となる  
「実践調停 遺産分割事件  
～物語から読み解く調停  
進行と実務」(2016)との  
併用で更に理解が深まる!



#### 第1編 遺産分割手続

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 第1章 遺産分割総論               | 第8章 特別受益                      |
| 第2章 相続人の範囲とその確定          | 第9章 寄与分の確定 (総論)               |
| 第3章 相続分                  | 第10章 寄与分の確定<br>(寄与行為の態様ごとの検討) |
| 第4章 相続分の変動 [新設]          | 第11章 具体的な相続分の算定               |
| 第5章 遺産の範囲の確定             | 第12章 具体的な分割方法                 |
| 第6章 遺産分割に関する保全処分<br>[新設] |                               |
| 第7章 遺産の評価                |                               |

#### 第2編 遺言・遺留分

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 第13章 遺言 (総論)                         |
| 第14章 遺贈                              |
| 第15章 「相続させる」旨の遺言                     |
| 第16章 相続分の指定・遺産分割方法の指定 [新設]           |
| 第17章 遺留分制度の概説                        |
| 第18章 遺留分減殺請求権                        |
| 参 考 遺産分割審判に対する不服申立て<br>(抗告審における審理手続) |

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部)

<http://www.kajo.co.jp/>

「見落としがちな点」「起こりうる問題点」を解説  
円滑な相続を行うための、公証人からのアドバイス

第3版

Q&A

相続法改正を  
踏まえた改訂版

# 遺言・信託・ 任意後見の実務

公正証書作成から税金、遺言執行、遺産分割まで

弁護士、元・浅草公証役場公証人 雨宮則夫 弁護士、元・銀座公証役場公証人 寺尾洋 編著

2018年8月刊 A5判 536頁 本体4,600円+税 978-4-8178-4496-5 商品番号:40471 略号:Q遺信

執筆者

札幌中公証役場公証人 井口実 / 元・札幌大通公証役場公証人 石田敏明 / 春日部公証役場公証人 板垣千里  
元・蒲田公証役場公証人 遠藤英嗣 / 元・大塚公証役場公証人 持本健司 / 元・市川公証人合同役場公証人 仙波英躬  
元・藤沢公証役場公証人 曾我大三郎 / 元・千葉中央公証役場公証人 佃浩一 / 千葉公証役場公証人 辻次郎  
元・岡崎公証人合同役場公証人 遠山和光 / 元・浦和公証センター公証人 橋本和夫 / 元・葵町公証役場公証人 森本翅充  
元・杉並公証役場公証人 山田弘司 / (監修)公認会計士・税理士 岩崎英司

- 公正証書作成時の疑問や、死因贈与、信託、遺言執行、遺産分割、任意後見契約などの身近な相続問題について、公証人の豊富な実務経験に基づきわかりやすく解説。
- 「よくある相談」に答える遺言・公正証書文例を66例掲載。

## 【第3版では】

- 自筆証書遺言の方式の緩和、遺言書の保管制度の創設、可分債権の遺産分割における取扱いの変更、配偶者居住権の保護、遺言執行者の権限の明確化——など、相続法改正について紹介。
- 任意後見契約公正証書など、任意後見に関する文例や解説がさらに充実。
- 平成30年税制改正(平成30年4月1日～)対応。

### 第1章 公証制度と公正証書

#### 第2章 遺言

遺言の種類、遺言事項／普通方式の遺言／特別方式の遺言／公正証書 遺言の方式／遺言能力／相続させる遺言と遺贈／遺贈をめぐる諸問題／予備的遺言／後継ぎ遺贈／遺言執行者に関する諸問題／推定相続人の廃除／遺留分減殺請求に備えた遺言／付言事項の活用／遺言の変更・撤回／遺言と死亡保険金・死亡退職金／涉外遺言／祭祀承継者の指定

### 第3章 死因贈与契約

#### 第4章 遺言と信託

#### 第5章 遺産分割協議

#### 第6章 相続・贈与と税金

#### 第7章 任意後見契約

#### 第8章 尊厳死宣言

公証人の視点  
で解説する、  
全64問！

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp  
ツイッターID: @nihonkajo

信託のプロによる民事信託業務の新たな論点を網羅！  
新たな契約書式例、実務の留意点(ガイドライン)を掲載

詳解

# 民事信託

## 実務家のための 留意点とガイドライン

三井住友信託銀行法務部 田中和明 編著

執筆者

弁護士(あさひ法律事務所) 浅岡輝彦 / 弁護士(宮下・大石法律事務所) 大石雅寛  
弁護士・税理士(デロイトトーマツ税理士法人) 北村豊 / 弁護士 小出卓哉 / 弁護士(西村あさひ法律事務所) 有吉尚哉  
弁護士(下北沢法律事務所) 伊庭潔 / 弁護士・医師(鈴木法律事務所) 鈴木雄介 / 弁護士(岩田合同法律事務所) 富田雄介  
三井住友トラスト・ホールディングス監査委員会室長 関貴志 / 三井住友信託銀行 信託商品開発部長 長屋忍  
日本トラスティ・サービス信託銀行コンプライアンス管理部長 佐久間亨 / 青山学院大学法学部・大学院法学研究科准教授 楊林凱

2018年7月刊 A5判 372頁 本体3,500円+税 978-4-8178-4485-9 商品番号:40721 略号:詳民

- 信託業務に精通した多彩な執筆陣が、受託者・信託アドバイザーのための業務のあり方を検討。
- 営業信託の受託者業務、非営業信託の受託者業務、アドバイザーや信託関係人の担い手としての業務のあり方から適切な対応方法までを詳解。
- 家族信託における信託契約参考書式例、「民事信託受託者(個人) / アドバイザーのためのガイドライン(留意事項)」も掲載。

### 第1章 信託に関する法律の基礎

- 第1 信託法の基礎
- 第2 民事信託における業規制

### 第2章 民事信託の現状

- 第1 家族信託についての現状
- 第2 営業信託における民事信託の現状
- 第3 民事信託における相続法上の問題点
- 第4 民事信託における税務上の問題点
- 第5 家族信託における業規制上の問題

### 第3章 高齢者のための民事信託の留意点

- 第1 高齢者の意思能力の確認
- 第2 高齢者のニーズと信託の活用

### 第4章 遺言、成年後見、保険と信託

- 第1 遺言
- 第2 成年後見制度
- 第3 保険

### 第5章 民事信託における民法の適用

- 第1 遺留分の問題
- 第2 特別受益と持ち戻しの問題
- 第3 相続債務の問題

### 第4 利益相反の問題

### 第6章 民事信託におけるクロスボーダー取引

- 第1 民事信託におけるクロスボーダー取引の法的問題
- 第2 民事信託におけるクロスボーダー取引の税務上の問題

### 第7章 家族信託におけるアドバイザー業務の法的位置づけ

- 第1 はじめに
- 第2 アドバイザー業務の概要
- 第3 アドバイザー業務の業法上の位置づけ
- 第4 アドバイザー業務の私法上の位置づけ

### 第8章 民事信託の今後のあり方

- 第1 総論
- 第2 民事信託における受託者としての自主規制ガイドライン
- 第3 民事信託におけるアドバイザーとしての自主規制ガイドライン
- 第4 家族信託の契約モデル

### 第9章 アメリカにおける民事信託

日本加除出版

# 条項例がさらに充実！ 要望に応じた遺言書作成に役立つ

改訂

# 遺言条項例300 & ケース別文例集

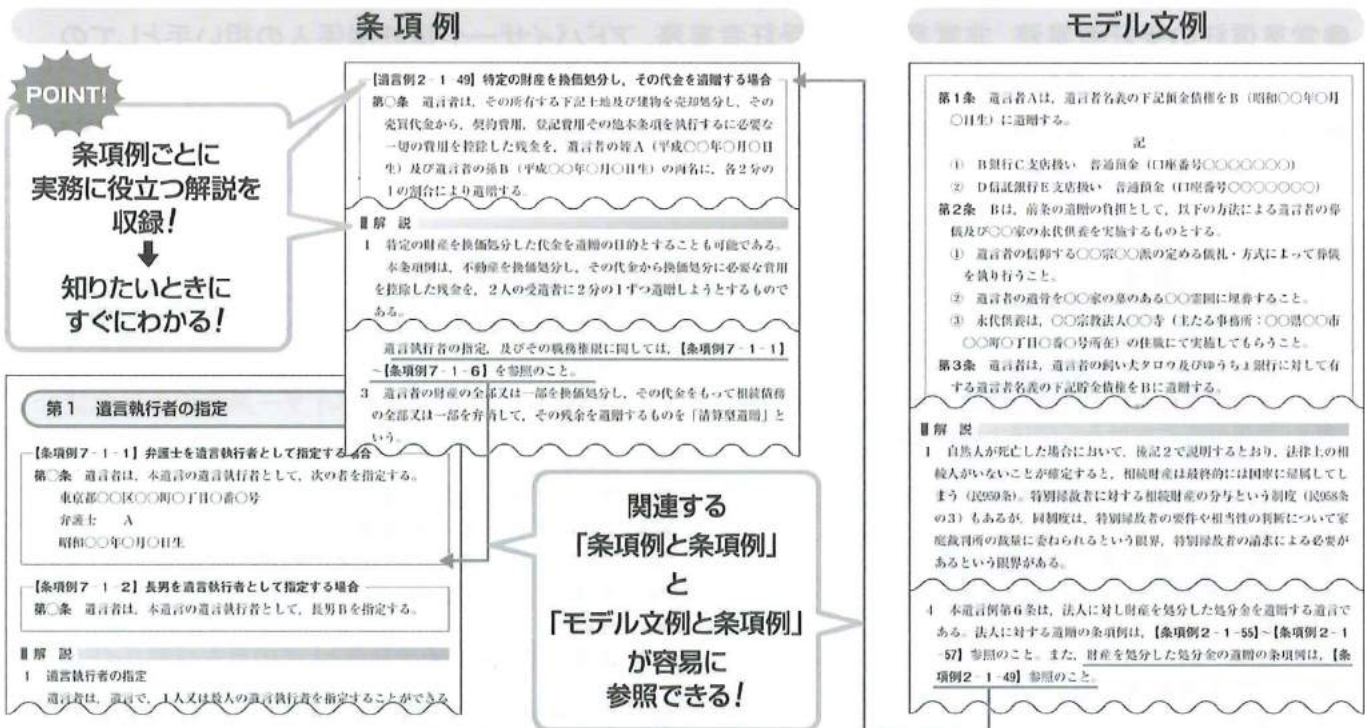
NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著

2017年1月刊 A5判 364頁 本体3,100円+税 978-4-8178-4370-8 商品番号:40456 略号:遺言条項

改訂版では…

新たに総論を収録。遺言書作成時に配慮すべきポイントが一目でわかる！

- 「多種多様な事情や要望に対応できる条項例」を網羅的に収録。
- 代表的なモデル文例も収録。関連する条項例を参照できるので、依頼者の要望に応じた遺言書にカスタマイズ可能。



NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク

27の弁護士会と協定を締結するとともに、全国で約450名の弁護士の参加・サポートを受け、市民に対して無償で弁護士を紹介するシステムを採用。遺言・相続問題、死後事務問題などの解決支援をするとともに、遺言、相続、遺言信託、福祉信託、事業承継、涉外相続といった分野に関する研究・普及活動を行うことを目的とし、活動している。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) <http://www.kajo.co.jp/>  
ツイッターID: @nihonkajo

現行法の規定・関係実務をコンパクトに整理！  
わかりやすい解説で理解を促す、関係者の必備書

# 国籍の得喪と 戸籍実務の 手引き

## 取得(出生・届出・帰化)／選択／喪失

小池信行 監修 吉岡誠一 著

2018年6月刊 A5判 268頁 本体2,400円+税 978-4-8178-4488-0 商品番号:40722 略号:得喪

- 国籍法の仕組み全体を網羅し、関係する戸籍事務にも及ぶ体系書。
- 帰化による国籍取得について、申請手続、提出する書類の記載例などを掲載し、詳解。
- 初任者にもわかりやすいよう、難解な国籍法を丁寧に解説。
- 重要な判例・先例を可能な限り引用。

### 第1章 総論

国籍とは／国籍についての立法上の原則／日本の国籍を取得する場合／日本の国籍を喪失する場合／日本国民の登録・公証／外国人の登録・公証

### 第2章 国籍の取得

- 第1 出生による国籍の取得  
概要／血統主義に基づく国籍の取得／生地主義に基づく国籍の取得／国籍留保の届出
- 第2 出生の届出  
概説／嫡出である子の親子関係・嫡出でない子の親子関係の成立／出生届書の審査
- 第3 届出による国籍取得  
概説／国籍法3条1項による国籍取得／国籍法17条1項による国籍不保留者の国籍の再取得／国籍法17条2項による官報催告を受けた国籍不選択者の国籍の再取得／国籍取得証明書の交付／国籍取得の届出の不受理の場合の処理
- 第4 届出により国籍を取得した者の戸籍の処理
- 第5 帰化による国籍取得  
概説／帰化の条件／帰化の申請手続／帰化の許可／帰化許可処分は無効

第6 戸籍法102条の2の規定による帰化の届出  
帰化届

### 第3章 国籍の選択

- 第1 国籍の選択とは
- 第2 日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言
- 第3 国籍選択の催告
- 第4 国籍喪失宣告  
国籍喪失の宣告とは／国籍喪失宣告の手続／戸籍の処理

### 第4章 国籍の喪失

- 第1 国籍の喪失とは
- 第2 自己の志望に基づく外国国籍の取得(国籍法11条1項)  
外国国籍の取得と日本国籍の喪失／国籍喪失の届出(戸籍法103条)
- 第3 外国国籍の選択による日本国籍の喪失
- 第4 国籍の離脱  
国籍離脱の届出／国籍離脱の手続／戸籍の処理
- 第5 国籍不保留による国籍喪失  
国籍留保制度／国籍留保の手続

 日本加除出版



法律学者（元法務省入国管理局長）と政治学者が、  
真に日本の国力アップへと繋がる  
外国人受入政策について考察！

# 外国人の受入れと 日本社会

変化する日本社会とリスクマネジメント

元法務省入国管理局長  
日本大学危機管理学部教授

日本大学危機管理学部准教授

高宅 茂 × 瀧川修吾

2018年9月刊（予定） 四六判 320頁（予定） 本体2,500円＋税 978-4-8178-4503-0 商品番号：40729 略号：外受

「現状の制度はどうなっているのか？」「優秀な外国人を確保するにはどうすればよいのか？」  
「たくさんの外国人が来ても軋轢が生じないようにするにはどうしたらよいのか？」…等、  
現在の法制度の仕組み・歴史的背景から今後の展望までを、  
法律学者（元法務省入国管理局長）と政治学者が紐解く。

## 第1章 外国人の受入れに関する政策と それを実現するための法制度

### 第1節 「外国人の受入れ」とは？

### 第2節 外国人の受入れに関する政策とそれを 実現する法制度

#### 1 外国人受入れに関する政策と入国管理法

- (1) 外国人の受入れに関する政策
- (2) 外国人の受入れに関する政策を実現する在留資格制度

#### 2 新規入国者の受入れの開始—上陸許可制度

- (1) 一般上陸の許可
- (2) 上陸のための条件
- (3) 入国の規制

#### 3 在留中の外国人の受入れ

- (1) 経過滞在者の在留資格の取得
- (2) 一時庇護のための上陸許可を受けて在留している外国人の在留資格の取得
- (3) 在留資格の変更
- (4) 永住許可
- (5) 退去強制手続及び難民認定手続における在留資格の取得

#### 4 外国人の受入れの継続

- (1) 在留の継続の要件としての在留資格
- (2) 在留期間の更新制度

#### 5 外国人の受入れの終了

- (1) 本邦に在留する法的地位の終了
- (2) 在留資格の取消制度
- (3) 退去強制制度

## 第2章 外国人の受入れに関する政策の変遷

### 第1節 外国人の受入れに関する政策と入国管理法

### 第2節 外国人の受入れに係る入国管理法の変遷

#### 1 入管法制定時から平成元年までの改正

- (1) 入管法の制定と制定当時の状況
- (2) インドシナ難民の受入れと昭和56年の入管法の改正

#### 2 平成元年の改正

- (1) 改正の背景
- (2) 改正の目的
- (3) 改正の内容

#### 3 平成元年の改正後の状況と対応

- (1) 改正後の受入れ状況
- (2) 平成元年の改正後の状況に対する対応
- (3) 技能実習制度の創設と整備

#### 第3節 受入れの消極要件（上陸拒否事由及び退去強制事由）の整備等

- (1) 昭和56年から平成18年までの入管法の改正
- (2) 関係機関との連携の強化

## 第3章 外国人の受入れの拡大と入国管理法 法の再整備

### 第1節 外国人の受入れの拡大と促進

#### 1 外国人就労者の受入れの拡大

- (1) 「特定活動」の在留資格による外国人就労者の受入れ
- (2) 特区制度による外国人就労者の受入れ

#### 2 在留資格の整備等

- (1) 平成26年の改正
- (2) 技能実習法の制定等

### 第2節 平成21年の入管法と住民基本台帳法の改正

#### 1 改正の背景

- (1) 平成21年の改正前の在留管理制度
- (2) 外国人の在留状況の変化と外国人登録制度の問題点

#### (3) わが国に在留する外国人と社会保障制度

- (4) 「生活者としての外国人」に関する総合的対策
- (5) 外国人の在留状況の正確な把握の必要性
- (6) 外国人の在留管理に関するワーキングチーム

#### 2 在留管理制度の改正

#### 3 外国人住民基本台帳制度の創設

## 第4章 今後の展望

### 第1節 外国人の受入れ範囲の拡大

#### 1 従来の基本的な方針とその変化

#### 2 経済財政運営と改革の基本方針2018

### 第2節 今後の受入れ範囲に関する考え方の整理

#### 1 2018年の新方針の考え方

#### 2 今後の外国人就労者の受入れの基本的方向

#### 3 外国人就労者の受入れの方法

### 第3節 中長期在留者の在留の現状

#### 1 在留外国人総数

#### 2 在留資格別在留外国人数の推移

#### 3 永住者の増加

## 第5章 未来へ向けたグランドデザイン

### 第1節 中長期在留者の適正な在留と安定した生活

#### 1 予想される在留状況の変化と適正な在留の確保

#### 2 広義の在留管理

#### 3 広義の在留管理に必要な情報とその管理

### 第2節 広義の在留管理のために必要な基盤の整備

#### 1 在留外国人の身分関係を明らかにする継続的な台帳制度

#### 2 中長期在留者に関する情報の集中と利用

#### 3 未来へ向けた制度のイメージ

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

# 実務現場のロングセラー、最新版！ 「資格該当性の基準」の確認に役立つ一冊



## 16訂版 ひと目でわかる 外国人の在留資格一覧

—外国人の在留資格一覧—

出入国管理関係法令研究会 編

2018年10月刊(予定) B5判 304頁(予定) 本体3,000円+税 978-4-8178-4506-1 商品番号:40065 略号:在案

16訂版では

### 平成28年法律第88号及び89号による在留資格の改正に対応！

- ・在留資格「介護」の創設(平成29年1月1日施行)
- ・在留資格の取消し及び在留外国人の退去強制事由、罰則の整備(平成29年1月1日施行)
- ・「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成29年11月1日施行)の新設に伴う在留資格「技能実習」の訂正  
※法律(解説)及び告示等については収録していません。

- 「在留資格」「該当範囲」「基準」「立証資料」「在留期間」を五段組一覧表で整理。
- 手続上でポイントとなる箇所については、簡潔かつ明瞭な解説を付記。
- 巻末資料として、最新の告示、指針、省令を収録。

| 在留資格 | 該当範囲 | 基準  | 立証資料 | 在留期間 |
|------|------|-----|------|------|
| 介護   | ...  | ... | ...  | ...  |
| ...  | ...  | ... | ...  | ...  |
| ...  | ...  | ... | ...  | ...  |
| ...  | ...  | ... | ...  | ...  |
| ...  | ...  | ... | ...  | ...  |

#### 「該当範囲」

法別表に定める在留資格又は身分・地位を有する者として本邦で行うことのできる活動を明示。

#### 「基準」

上陸許可に関し、いかなる要件を満たせば入国を認められるかについての基準適合性を明示。

#### 「立証資料」

在留期間更新等に必要な資料を具体的に提示。カテゴリー毎に必要な提出書類も具体的に掲載。

**相続・戸籍実務に必須！**  
**毎年300以上もの変更情報に対応できていますか？**



# 市町村役場便覧

平成31年版 平成30年8月1日現在

日本加除出版株式会社編集部 編

2018年10月刊 A5判 628頁 本体3,700円+税 978-4-8178-4500-9 商品番号:51001 略号:31役便

**市区町村の最新情報を、容易に素早く検索できる！**  
**戸籍請求等で活用できる！**

- ・ 証明書等の請求先確認に役立つ特記事項も掲載
- ・ 市民課等の直通電話番号も可能な限りフォロー
- ・ 1年以内の移転や電話番号等の変更予定も可能な限り収録

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
| 12212 | 佐倉市役所  | *285-8501 佐倉市海隣寺町97番地                                       | 043 484-1111  |
|       | 志津出張所  | 285-0846 佐倉市上志津1672番地7                                      | 043 489-0903  |
|       | ユウカリ館  | 285-0858 佐倉市ユウカリが丘4丁目8番1号<br>(平30・31・26 ユウカリが丘4丁目1番1号に移転予定) | 043 463-1111  |
|       | 白子井田   | 285-0837 佐倉市王子台1丁目16番地                                      | 043 461-1231  |
| 01213 | 苫小牧市役所 | *053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号                                     | 0144 32-6111<br>0144 32-6299<br>(住民課)<br>0144 32-6294<br>(住民課)<br>0144 32-6297<br>(住民課) |
|       | 勇払出張所  | 059-1372 苫小牧市字勇払33番地  | 0144 56-0003  |
|       | のぞみ    | 059-1272 苫小牧市のぞみ1丁目2番5号                                     | 0144 67-0464  |
|       | 沼ノ端    | 059-1304 苫小牧市北栄町3丁目3番3号<br>※平30・10・29 開設予定                  | 0144 55-0979  |
|       |        |   |   |

- ・ 都道府県別人口・世帯数 (外国人含む) 一覧表
  - ・ 市区町村及び支所・出張所数一覧
  - ・ 都道府県ごとの地図
  - ・ 県庁の所在地、電話番号
  - ・ 北海道市区町村名索引
  - ・ 全国の市区町村名索引、郡名索引
- も収録！

より探しやすくなりました！

vi 都道府県別人口・世帯数一覧表

都道府県別人口・世帯数一覧表<sup>※1</sup>

| 都道府県 | 人口         |            | 計          | 増加率(%) <sup>※2</sup> |
|------|------------|------------|------------|----------------------|
|      | 日本人        | 外国人        |            |                      |
| 北海道  | 5,342,638  | 38,189     | 5,370,807  | ▼0.56                |
| 青森県  | 1,319,349  | 4,512      | 1,323,861  | ▼1.69                |
| 岩手県  | 1,271,103  | 6,168      | 1,277,271  | ▼0.95                |
| 宮城県  | 2,309,372  | 18,966     | 2,319,438  | ▼0.22                |
| 秋田県  | 1,025,559  | 3,637      | 1,029,196  | ▼0.22                |
| 山形県  | 1,112,238  | 6,230      | 1,118,468  | ▼0.22                |
| 福島県  | 1,929,754  | 11,968     | 1,941,722  | ▼0.22                |
| 茨城県  | 2,983,635  | 56,813     | 3,040,448  | ▼0.22                |
| 栃木県  | 3,412,418  | 48,521     | 3,460,939  | ▼0.22                |
| 群馬県  | 1,919,349  | 149,225    | 2,068,574  | ▼0.22                |
| 埼玉県  | 1,271,103  | 486,316    | 1,757,419  | ▼0.22                |
| 千葉県  | 2,309,372  | 130,725    | 2,440,097  | ▼0.22                |
| 東京都  | 14,441,441 | 14,774,141 | 29,215,582 | ▼0.22                |
| 神奈川県 | 11,112,238 | 12,112,238 | 23,224,476 | ▼0.22                |
| 新潟県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 富山県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 石川県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 福井県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 山梨県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 長野県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 岐阜県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 静岡県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 愛知県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 三重県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 滋賀県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 京都府  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 大阪府  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 兵庫県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 奈良県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 和歌山県 | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 徳島県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 香川県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 愛媛県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 高知県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 福岡県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 佐賀県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 大分県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 熊本県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 鹿児島県 | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |
| 沖縄県  | 1,112,238  | 1,112,238  | 2,224,476  | ▼0.22                |

北海道市区町村名索引

北海道市区町村名索引

# 関係法令を網羅！

渉外実務・相続実務に不可欠な外国法令・旧法令も収録！

# 平成31年版 戸籍実務六法

日本加除出版法令編纂室 編

2018年10月刊 A5判上製箱入 1,800頁(予定) 本体4,000円+税 978-4-8178-4498-9 商品番号:50001 略号:31六法

## 改訂の ポイント

- 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成30年法律第20号）に対応。
- 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）に対応。
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）に対応。
- 先例・判例情報を補充の上、実務に役立つ附録情報も最新内容に更新。

## 主な収録内容

### ◆ 充実の140法令

主要法令には、関連する判例・先例要旨及び参照条文を記載。

### ◆ 外国主要法令を収録

国際私法・渉外戸籍関連の実務に欠かせない、最新の「韓国法」、「中国法」、「台湾法」、「フィリピン法」等の重要法令、全27本を収録。

### ◆ 旧法を収録

「旧民法」、「旧戸籍法（大正3年戸籍法）」、「旧国籍法」等を収録。

### ◆ 戸籍に関する重要先例を収録

50以上の重要先例（法務省の通達・通知等）を収録。

## 実務上の利便性を重視

- ・ 改正経緯を記載 → 「戸籍法」、「国籍法」、「民法（第4編・第5編）」等の改正履歴がわかる。
- ・ 実務に重要な情報 → 相続実務に重要な、戸籍記載例、誤字俗字・正字一覧表、変体仮名一覧表等も収録。
- ・ 充実した付録 → 「国名表」、「親族・親等図表」、「出生による国籍取得に関する各国法制一覧」他、全20本の付録を収録。
- ・ 未施行法令を併記 → 公布されたものの未施行である改正法令については、すべて枠囲みで併記し施行期日を付記。
- ・ 便利なインデックスシール付。
- ・ 初任者の理解を助ける「用語解説」を収録。
- ・ 重要法令が一目でわかる2色刷り。

## 毎年、多数のご好評の声を頂いております

- 周辺の法令について網羅されていて重宝している。（市町村職員）
- 用語解説が参考になる。（市町村職員）
- 調べたい法律が見つかりやすい。（市町村職員）
- 通達の掲載が非常に役立つ。（法務局職員）
- 戸籍法の条文に判例、先例が記載されているのがとても良い。（法務局職員）
- インデックスシールがとても便利。（市町村職員）
- 改正経過、参照条文、参考事項、主要判例・先例が2色刷りになっていて、見やすくわかりやすい。（市町村職員）



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部)

www.kajo.co.jp

関連する約180本の法令・訓令、条約等を集約！  
実務を行う上での関係者必携六法、最新版！！

注解・判例

# 出入国管理実務六法

## 平成31年版

出入国管理法令研究会 編

2018年10月刊(予定) A5判上製箱入 1,608頁(予定) 本体5,600円+税 978-4-8178-4511-5 商品番号:50003 略号:31入管

【より調べやすく！】

- ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)に入管法と同様に【参照】として、関係法令の名称及びその条項番号を付与。

【最新の改正状況を反映！】

- ・ 出入国管理及び難民認定法(平成30年7月6日法律71号)  
(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部施行による改正)
- ・ 出入国管理及び難民認定法施行規則(平成30年7月6日法務省令19号、平成30年9月4日法務省令21号)
- ・ 特定活動の在留資格に関する告示  
(平成30年2月22日法務省告示77号、平成30年3月30日法務省告示105号、平成30年6月13日法務省告示178号)
- ・ インドネシア人看護師等の取扱い特例(平成30年5月31日法務省告示163号)  
同指針(平成30年3月31日厚労省告示129号、平成30年3月29日厚労省告示141号、平成30年3月30日厚労省告示180号)
- ・ フィリピン人看護師等の取扱い特例(平成30年5月31日法務省告示164号)  
同指針(平成30年3月29日厚労省告示141号、平成30年3月30日厚労省告示180号)
- ・ ベトナム人看護師等の受入れに関する指針(平成30年3月29日厚労省告示141号、平成30年3月30日厚労省告示180号)
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成30年7月6日法律71号(一部未施行))  
同規則(平成30年7月6日法務省・厚労省令2号) …等

(在留資格認定証明書)  
第七條の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うようとする者を除く)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。  
2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者をして代理人としてこれをすることができ、

① (法務省令) 入管法施行規則六の二、別表三、別記六の三、六の四、六の五、六の六様式  
② (法務省令) 入管法施行規則六の二、別表四

【解説】  
1 第一項は、法務大臣は、短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うようとする者を除き、本邦に上陸しようとする外国人からあらかじめ申請があつたときは、当該外国人が本邦において行うとする活動に係る上陸のための条件に適合している旨の在留資格認定証明書を交付することができることとして、入国審査手続の簡易・迅速化を図ることとしたものである。第二項は、在留資格認定証明書の申請について定められたものである。  
2 本条は、入国審査手続の簡易・迅速化及び効率化を図るためのものである。すなわち、在留資格認定証明書制度は、我が国に入国しようとする外国人から、あらかじめ申請があつたときは、本邦において行うとする活動が別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するか等の上陸のための条件への適合性について審査し、その結果、当該条件に適合している場合にその旨の証明書(在留資格認定証明書)を交付するものであるが、

基本法令には  
参照条文、逐条解説及び  
参考判例要旨を付した、  
この分野では唯一の法令集！

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp